

「建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修」 開催案内 (追加開催)

熱中症による死亡災害の多くで初期症状の放置や対応の遅れがみられることから、重篤化させないための対策が必要となり、令和7年6月1日から、職場での熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、事業者に対し、熱中症の疑いがある人を早期に発見するための「報告体制の整備」や熱中症の疑いがある人が見つかった場合に行う体を冷やす措置等について、「実施手順の作成」や「関係者への周知」が義務付けられます。

また、厚生労働省が熱中症予防対策を徹底するために行っている施策「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱に、事業者は、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図ることとされており、現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、「熱中症予防管理者労働衛生教育」等を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、教育を行うこととされています。標記講習は、実施要綱で受講を推奨されている「熱中症予防管理者」の講習となります。

つきましては、下記日程により実施いたしますので、受講下さいますようご案内いたします。

(5月28日、6月9日、6月30日に同講習会を予定しておりますが、受講希望者が多く
早期に満員となったため、急遽追加開催いたします。)

記

開催日時：令和7年7月4日（金） 9時45分～14時30分

講習会場：江戸川区総合文化センター 3階 研修室
(江戸川区中央4-14-1)

受講料：東京支部会員 10,250円 一般 10,830円

申込方法等につきましては、当支部ホームページをご参照ください。



建災防東京支部 検索 → 講習会案内 → 特別教育・安全衛生教育



建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修